

第7部 災害復興計画

第1章 災害復興計画

災害の発生は、建築物の倒壊、火災の発生、経済活動の停止など、都市基盤の崩壊により、市民の暮らしに深刻な影響を与える。住み慣れた地で災し、経済的基盤が不安定となった被災者にとっては、一日も早い生活の安定が必要である。一方、都市としての復興を考えると、新たな都市像は災害に強い都市、被災前を越える新たな価値観と質をもったまちとしなければならない。

都は平成15年3月に阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、復興には共助の仕組みが大切であるとし、新しい共助の仕組みを基本とする「東京都震災復興マニュアル」を作成した。「東京都震災復興マニュアル」における「復興プロセス編」は、平成28年3月に修正し、「復興施策編」は、令和3年3月に修正している。

また、都は、区市町村と東京都の役割分担を踏まえ、区市町村が主体的に実施すべき復興施策の事項を中心に、標準的な活動指針として「区市町村震災復興標準マニュアル」を平成21年に作成しており、市の震災復興マニュアルの策定に向け検討し、復興体制等の整備を進める。

復興の基本的考え方は、次のとおりである。

項目	基本的考え方
生活復興	<p>生活復興の目的は、住居、経済活動、学校教育など、被災者の暮らしを被災前の状態に戻し、その安定を図ることである。その際に最も優先するものは復興に要する時間であるとし、市は、一日も早い市民生活の回復を支援するため、次の取組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公的融資や助成、<u>様々な媒体による</u>情報提供、指導、相談等を通じて被災者の自立のための環境整備を行う。 心身や財産に回復し難いダメージを受け、元の生活に戻ることが困難な被災者には、新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるよう支援する。自力では生活復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	<p>都市復興については、昭島市総合基本計画及び昭島市都市計画マスタープランを基本とし、地域住民との合意形成を図りつつ、被災前よりも質の高い都市像の実現を目指とする。このため、市は、「自助・共助・公助」を基本とし、地域の持つ力を生かした都市復興のため、次の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大きな被害を受けた地域のみの復興にとどまらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「災害に強いまちづくり」を行う。 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。 復興地域の住民との合意形成を図りつつ、市、市民、企業との協働と都及び国等との連携によるまちづくりを行う。

第2章 復興体制

市は、大規模災害が発生したときは、市長を本部長とする市災害復興本部を設置し、災害復興総合計画を策定するとともに、被災者の生活復興のための緊急な事項について、迅速かつ適切に対処する。

第1節 市災害復興本部の組織・運営

1 市災害復興本部の設置

(1) 市災害復興本部の設置

市長は、大規模災害により都市の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めたときは、被災後、速やかに市災害復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。市本部が設置された災害の場合は、応急対策の実施と同時に被災者の生活復興を速やかに開始するため早急に市復興本部を設置する。

なお、市復興本部は、災害対策基本法、昭島市災害対策本部条例に定める市災害対策本部とは別
の本部として設置するものである。

(2) 市復興本部の廃止

本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市復興本部を廃止する。

2 市復興本部の組織・運営

(1) 市復興本部の構成員

構 成 員		所 掌 事 務
本 部 長	市 長	市復興本部の事務を総括し、市復興本部を代表する。
副 本 部 長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 員	各部の部長	本部長の命を受け、市復興本部の部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、市復興本部の事務に従事する。

(2) 市復興本部の運営

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長、副本部長、本部員	① <u>災害復興方針</u> 、災害復興総合計画の策定及び復興に係る重要事項の審議を行う。 ② 復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

3 市復興本部の所掌事務

市復興本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部(局) の 名 称	事務 分 掌
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の運営に関すること。 2 復興事業の総合調整に関すること。 3 都及び関係機関との調整に関すること。 4 復興事業の職員派遣に関すること。 5 その他、他の部に属しないこと。
企画部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害復興総合計画の策定に関すること。 2 復興計画の予算に関すること。 3 長期的な復興計画の財政計画に関すること。 4 市民や報道関係に対する広報に関すること。 5 市民相談に関すること。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災証明に関すること。 2 課税及び納税に関すること。 3 税の減免に関すること。 4 事業の再建に関すること。
保健福祉部 子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害復興における地域福祉及び地域医療の体制に関すること。 2 生活復興における生活支援対策に関すること。 3 医療施設及び社会保健施設に関すること。
環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1 復興事業における環境保全に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。
都市整備部	道路・下水道施設の復興に関すること。
都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市復興の計画策定及び推進に関すること。 2 住宅復興に関すること。 3 都市復興計画における耐震対策に関すること。 4 災害復興に係る地域開発事業に関すること。
水道部	水道施設の復興に関すること。
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の再建に関すること。 2 被災児童・生徒への支援に関すること。 3 教育相談に関すること。
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の再建に関すること。 2 文化財及び社会教育施設の復興に関すること。
議会事務局	市議会との連携に関すること。

第3章 復興計画の策定

本部長は、復興後の市民生活や都市空間を明らかにした基本指針「昭島市災害復興方針」を策定するとともに、市復興本部は、被災後6か月以内を目途に、この基本方針に基づき「昭島市災害復興総合計画」及び「特定分野計画」を策定する。

第1節 災害復興方針の策定

本部長は、復興後の市民生活や都市空間のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、市復興本部の審議を経て、「昭島市災害復興方針」を策定し、公表する。

また、復興計画の策定にあたっては、より良い都市の復興に向け、男女双方の意見を反映できるよう、計画の作成過程から女性の参画を行うものとする。

災害復興方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ① 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- ② 災害に強く、安心してくらせるまちづくり
- ③ 誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- ④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 災害復興総合計画の策定

市復興本部は、[災害復興方針](#)に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにするため、「昭島市災害復興総合計画」を策定する。災害からの復興には、地域住民の復興への強い意思と計画への参画が重要であることから、策定にあたっては、市民、企業等との協働による合意形成を図り、地域の力を活かした計画の策定に努める。

第3節 特定分野計画の策定

災害復興にあたって、具体的な事業計画等を必要とする分野については、災害復興総合計画の策定と並行して、各部において個別の復興計画を策定する。詳細は次章に記す。

第4章 特定分野計画の策定

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興(暮らし、住宅、雇用、産業の復興)や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

第1節 市民生活の復興

1 むらしの復興

暮らしの復興とは、市民の暮らしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。

その市民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、「地域医療体制の整備と医療機関の機能回復」、「福祉サービス提供体制の再構築等」、「保健衛生対策」、「教育・文化対策」、「市民に対する情報提供と相談」等の項目について検討を進める。

2 住宅の復興

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠の要素である。しかし、その再建にはきわめて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。

そのため、市は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の供給の支援を行う。

その住宅の復興が円滑に行われるよう、「住宅復興計画の策定」、「自力再建への支援」、「公営住宅の供給」等の項目について検討を進める。

3 雇用・産業の復興

人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、初めて安定したものになる。

そのため、市は、失業者の発生ができる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるような対策を講じる。

また、人々が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を震災前の状態に戻すにとどまらず、産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

その雇用の確保・産業の復興が円滑に行われるよう、「雇用対策」、「事業再開の支援」、「産業復興支援」、「相談・指導体制の整備」等の項目について検討を進める。

第2節 都市の復興

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定する。

1 都市復興のプロセス

(1) 都市復興の手順

都市復興の手順は、段階ごとに手順があり、全体で11の手順が考えられる。各手順の主要なねらいは次のとおりである。

段 階	手 順	ね ら い
I 復興初動体制の確立 被害を知り、復興の体制をつくる	1 家屋被害概況調査	1 大まかな被害の把握
II 都市復興基本方針の策定 復興の基本的な考え方をまとめる	2 家屋被害状況調査 3 都市復興基本方針 4 第一次建築制限 5 時限的市街地 6 復興対象地区	2 家屋被害状況の詳細な把握 3 都市復興に取り組む行政姿勢の明示 4 無秩序な建築の制限 5 暫定的な生活復興の場の確保 6 復興のための地区区分
III 都市復興基本計画の策定 復興への具体的な計画をまとめる	7 都市復興基本計画(骨子案) 8 第二次建築制限 9 復興まちづくり計画等 10 都市復興基本計画	7 都市復興の概略見取図 8 復興計画の合意形成のための時間確保 9 復興事業のためのまちづくり計画、都市計画 10 都市復興の全体見取図
IV 復興事業計画等の策定 復興への事業計画をまとめ る	11 復興事業	11 復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施
V 復興事業の推進 復興事業を進める		

(2) 市と都の手順のポイント

都市の復興に当たっては、都と連携し事業推進する。

全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント
1 家屋被害概況調査	情報収集 被災地区の概況調査の実施	情報収集、統括整理
2 家屋被害状況調査	調査実施（調査員による応援）	調査応援 調査員派遣の調整 調査の統括整理
3 都市復興基本方針	都市復興基本方針（地域復興）の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市都市復興基本方針の調整
4 第一次建築制限	建築制限区域の原案作成 原案について都と調整	市建築制限方針の調整 建築制限措置の決定
5 時限的市街地	用地確保 时限的市街地の管理	応急仮設住宅等の供給
6 復興対象地区	市街地復興整備条例（事前制定）に基づく復興対象地区の設定	市復興対象地区案の調整
7 都市復興基本計画（骨子案）	復興基本計画（骨子案）の作成	都都市復興基本計画（骨子案）の作成 市復興基本計画（骨子案）の調整
8 第二次建築制限	被災市街地復興推進地域の都市計画決定（建築制限の実施）	市被災市街地復興推進地域指定の調整・同意（建築制限の許可権者は都知事）
9 復興まちづくり計画	復興計画の策定（復興まちづくり計画、復興都市計画、修復型事業計画）	都復興計画の策定（広域インフラ、大規模面整備の都市計画） 市復興計画の調整
10 都市復興基本計画	市都市復興基本計画の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整
11 復興事業	施行事業の事業決定 施行事業の推進	都施行事業の事業決定 市施行事業の調整・支援 都施行事業の推進 市施行事業の支援

2 行動のプログラム

(1) 家屋被害概況調査の実施 (発災から 10 日以内)

市及び都の災害対策本部に集積する情報に基づいて、家屋被害概況を把握するとともに、大被害地区等については、現地踏査により補足調査を行う。

(2) 家屋被害状況の調査・整理 (10 日～1か月以内)

被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。調査によって得た情報は、被害状況図及び家屋被

害台帳として整理し、公表する。

(3) 都市復興基本方針の策定・公表（2週間以内）

復興の理念、目標等の復興に当たっての基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。

【都市復興基本方針策定指針】

1 留意事項

- (1) 生活再建、防災性の向上、生活環境の向上、中枢管理機能の維持・回復を通じて昭島市の復興を図っていく視点を重視する。
- (2) 市街地復興については、速やかな生活再建と長期的に安全で快適な生活環境を創造するため、市民と行政が協働により計画的かつ柔軟な復興都市づくりを目指すことを提示する。
- (3) 壊滅的な被災市街地で土地区画整理事業、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区では、建築制限を実施することを提示する。
- (4) 被災者の早期の生活再建と市民主体の都市復興を目指した時限的市街地づくりを導入することを提示する。

2 策定内容

(1) 都市復興の理念

都市復興の理念は、復興に当たっての基本的な考え方を示すものであり、被災状況や昭島市総合基本計画及び昭島市都市計画マスタープラン等の規定計画に示される理念を踏まえて設定する。

(2) 都市復興の目標

都市復興の理念を踏まえて復興後の年の将来像を提示する。

(3) 都市復興への取組

今後の都市復興に向けた以下の方針を提示する。

ア 都市基盤施設の復興方針

イ 特定地区の復興方針

ウ 市街地の復興方針

エ 住宅供給の復興方針

(4) 第一次建築制限 (2週間～1か月) ※最大2か月まで

家屋被害概況調査による大被害地区を基本とし、復興事業を見通して合理的な区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止する。

(5) 時限的市街地 (発災～)

本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地をいい、あくまでも本格復興に向けての過渡的な対応であることから、早急に解決することが望ましい。そのため公的住宅の先導的供給、共同・協調建替え等を強力に推進することにより、順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。

(6) 復興対象地区 (発災～)

被災市街地の復興を、被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。

ア 市街地復興整備条例の制定

市街地の復興を円滑に推進するため、市、市民及び事業者の責務や復興対象地区の指定等について定めるもので、被災後、速やかに対応するために、あらかじめ制定しておく必要がある。

条例の基本構成は次のとおりとする。

・目的	市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。
・用語の定義	
・復興の理念	震災の教訓を生かした復興、市・市民・事業者の「協働」など。
・市・市民・事業者の責務等	
・復興対象地区の指定等	
・建築行為の届出、情報の提供及び協議	復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示。
・適用期間	「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

イ 復興対象地区の地区区分決定・公表

市街地復興整備条例に基づき、重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区、一般地区の4つに区分し、復旧対策基本図を作成し、復興対象地区を決定・公表する。

4つの地区区分は次のとおりである。

重点復興地区	震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
復興促進地区	震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、さらに、その地区内的一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的消失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うこと必要な地区
復興誘導地区	震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区
一般地区	被災がほとんど見られない地区

(7) 都市復興基本計画（骨子案）策定・公表 （発災～2か月以内）

復興の理念・目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針等を策定する。以後、地域ごとに検討が進められる地域復興計画及び地域復興まちづくり計画の骨格となる。

1 復興の目標・理念等

- (1) 基本方針の内容を踏襲
- (2) 復興の短期目標は3~5年、長期目標でも10年以内の完了を目指す。
- (3) 復興まちづくりにあたっては、行政と住民の協働の下に、地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用方針

- (1) 基本構想・基本計画、都市計画マスターplanを踏まえた都市利用方針とする。
- (2) 抜本的な都市改造を行う地区がある場合は、地区の整備方針を踏まえて見直しを行う。

3 都市施設の整備方針

- (1) 市が主体となって整備すべき主要な都市施設（都市計画道路、公園・緑地等）に関する整備方針とする。
- (2) 規定計画及び必要に応じて新規の都市施設を計画内容に盛り込む。また、ライフラインについて、規模や専用位置等を事業者と調整する。

4 市街地復興の基本方針

- (1) 市街地整備を重点的に進めるべき地区（重点復興地区及び復興促進地区）ごとの整備方針とする。
- (2) 地区の復興まちづくりを住民と検討する際のたき台となる。被災市街地復興推進地域に定めることになる「緊急復興方針」との整合を図る。

(8) 被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示 （発災～2か月以内）

区域、緊急復興方針、建築行為等の制限の期限等を定め、都市計画決定・告示を行う。区域は、重点復興地区を基本に、地形地物等を参考に、街区等を単位として定める。

(9) 復興まちづくり計画等の策定 （発災～6か月以内）

地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業についての復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

(10) 都市復興基本計画の策定・公表 （発災～6か月以内）

都市復興基本計画（骨子案）策定後の復興まちづくりの進捗状況や復興の見通し等を反映し、骨子案を修正、肉付けを行い策定する。

(11) 復興事業の推進 （6か月～）

復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や修復型事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者と協議の上、策定する。なお、復興に要する費用は、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源確保等について、関係機関と調整を図る。

第3節 中小企業への融資

1 都産業労働局

1 災害復旧資金金融資

- (1) 資金使途： 運転資金、設備資金
- (2) 限 度 額： 8,000 万円

2 経営安定資金金融資

- (1) 資金使途： 運転資金、設備資金
- (2) 限 度 額： 1億円 組合2億円

2 株式会社日本政策金融公庫

1 災害貸付

- (1) 資金使途： 運転資金、設備資金
- (2) 限 度 額： 各制度の融資限度額に3,000 万円を上乗せさせた額

第4節 農業関係者への融資

農業施設等の災害復旧等に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じる。

1 株式会社日本政策金融公庫 [農業関係資金]

- 農林漁業セーフティネット資金